

## 実務対応報告公開草案第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成17年11月10日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

### 1. 新株予約権の発行者における失効時の会計処理について（Q 1 1. (3)）

（コメント）

新株予約権が行使されずに当該新株予約権が失効した場合の当該失効に対応する額の取扱いについては、ストック・オプションの会計処理と整合性をとり、失効確定時に利益認識を行うことを原則とし、特別利益に計上することに例外が認められるかのような記載とはしないことが適当と考える。

（理由）

本公開草案の記載では、新株予約権の失効に伴う利益計上について、その時期を失効時と定め、計上区分を原則として特別利益とすることと定めている。

一方、企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」第10項では、「原則として、当該失効が確定した期に行う」ものとして利益認識の時期を原則として失効が確定した時と定め、企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）」第21項では、計上区分を特別利益と定めている。

このように、本公開草案とストック・オプション会計に関する公開草案の取扱いには差があるが、両者における新株予約権の処理を異なったものとする積極的な理由はないと考えられるので、両者の整合を図るべきである。

### 2. 新株予約権の取得者が新株予約権を発行会社に譲渡し、対価として発行会社の株式を受け取った場合の会計処理について（Q 1 2. (2) ①）

（コメント）

譲渡した新株予約権の受取対価が当該発行会社の株式である場合においても、受取対価が当該発行会社の株式以外である場合と同様に、譲渡した新株予約権の帳簿価額と時価（譲渡した新株予約権の時価よりも受取対価の時価の方がより高い信頼性をもって測定可能な場合には、受取対価の時価）との差額を損益に計上すべきである。

（理由）

新株予約権の権利行使時に帳簿価額で株式に振り替えるのは、新株予約権の取得から権利行使までを、新株予約権の募集事項に基づく一連の投資行動として捉えた結果である。しかしながら、新株予約権を発行会社に譲渡しその対価として株式を受け取った場

合は、行使に伴う払込金額がゼロのため新株予約権の募集事項に基づく権利行使には該当せず、あくまでも新株予約権の譲渡とその対価としての発行会社株式の取得と考えられる。したがって、新株予約権への投資は時価でいったん精算されたものと捉え、この時点において時価との差額を損益として認識すべきである。

なお、本取引により当該新株予約権の発行者側においては自己新株予約権を取得することとなるが、これについてQ2では、自己新株予約権の取得を、新株予約権者との損益取引と捉えている。発行会社において資本取引と認識されないものについて、新株予約権者において新株予約権の行使（行使に伴う払込金額はゼロ）とみなすことは、整合性を欠くものと考えられる。このQ2における発行者側の処理との整合性を確保するためには、本コメントにおける処理になるものと考えられる。

### 3. 自己新株予約権の時価が著しく下落した場合の会計処理（Q2 2. なお書き）

（コメント）

自己新株予約権を対応する新株予約権の帳簿価額を超える価額で取得した場合以外であっても、当該自己新株予約権の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価により帳簿価額を付け替え、当該差額を当期の損失として処理することが適当である。

（理由）

Q2では、自己新株予約権の保有時の会計処理として、その資産性を認めた上で、表示上の問題として相殺表示が実態に即しているとされている。そのように考えると、自己新株予約権の時価の下落による損失処理が必要であるか否かの判断は、資産評価の妥当性の問題として捉えるべきものであり、新株予約権の帳簿価額との関連性はないと考える。すなわち、当該資産の時価が著しく下落したか否か及び回復する見込みがあると認められるか否かの2点によって判断すべきもので、自己新株予約権の取得価額が新株予約権の帳簿価額を超えるか否かによっては影響を受けない。

例えば、対応する新株予約権の帳簿価額が100であるとき、取得後に時価が40まで下落し、回復する見込みがあると認められない自己新株予約権について、取得価額が101である場合には61を当期の損失として処理する必要がある、取得価額が100である場合には60を当期の損失として処理する必要はないとするのは、後者の場合であっても前者と同様に、その後売却された時点で自己新株予約権処分差額が生じる可能性が高いことを考慮すると、合理的ではないと考える。

以 上